

最近の航空交通の安全上のトラブルとその対応策

1. 航空運送事業者における安全上のトラブル

我が国の航空運送事業者においては、乗客死亡事故は昭和60年の日本航空123便の御巣鷹山墜落事故以降発生しておらず、年間数件発生している航空事故についても、その多くが乱気流によるものである。しかしながら、平成17年1月以降航空事故には至らぬもののヒューマンエラーや機材不具合に起因する安全上のトラブルが続発している。

具体的には、日本航空グループでは、平成17年3月17日に国土交通省から事業改善命令を受けるまでの短期間に、貨物機の主脚部品の誤使用、新千歳空港や韓国・仁川国際空港における管制指示違反などのトラブルが相次いだほか、平成18年に入っても、整備管理の不備により点検期限を超過したりするトラブルが発生している。

一方、他の航空運送事業者においても管制指示違反や誤った高度計の指示に従った飛行、修理期限を超過した航空機の運航などのトラブルが発生している。

2. 国土交通省の対応

(1) 日本航空グループ

平成17年3月17日に事業改善命令等を発出し、同年4月14日、これに対する改善措置の報告を受けた。これ以降、改善措置の実施状況等を監視監督するため継続的な立入検査を実施している。

また、平成18年1月9日には同グループにおけるヒューマンエラーの防止策の再徹底を、3月22日には整備作業の確実な実施を求めるため、厳重注意を行った。

(2) スカイマークエアラインズ

整備従事者の適切な配置が行われていなかったことについて平成17年6月15日、修理期限を超過して航空機を運航させるなど整備管理の一部が不適切であったことについて平成18年3月14日に、それぞれ厳重注意を行った。また、同年3月17日からは、整備管理や安全管理体制に懸念があることを踏まえ、特別監査チームを編成して監視監督を強化し、羽田空港に常駐して監査を実施した。その結果を受けて、同年4月17日に航空局長から同社社長に対し、「業務改善勧告」を発出し、早急に安全管理体制の構築と整備管理体制などの改善を図るよう、強力に指導した。

(3) その他の対応

国土交通省では、航空会社においてトラブルが続発している状況にかんがみ、抜打ちによる立入検査を導入したほか、平成18年より航空局に監査専従部門を設置するなど、航空運送事業者に対する監視監督体制を大幅に強化することとしている。

また、平成18年3月29日に成立した「運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律」により航空法を改正し、航空運送事業者による安全管理体制の構築を図るとともに、航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態について報告を義務づけ、安全情報の収集・分析を通じて、航空運送事業者に対する安全対策の指示や安全基準の見直しを行う等予防的な安全対策を強化することとしている。